

令和元年12月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和元年12月12日

○出席議員 15人

1番 鈴木 克己 君	2番 狩野 光一 君	3番 渡辺 ヒロ子 君
4番 照川 由美子 君	5番 戸坂 健一 君	6番 磯野 典正 君
7番 久我 恵子 君	8番 寺尾 重雄 君	9番 松崎 栄二 君
10番 丸 昭 君	11番 佐藤 啓史 君	12番 岩瀬 洋男 君
13番 黒川 民雄 君	14番 岩瀬 義信 君	15番 末吉 定夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 土屋 元 君	副 市 長 竹下 正男 君
教 育 長 岩瀬 好央 君	総 務 課 長 酒井 清彦 君
企 画 課 長 軽 込 一浩 君	財 政 課 長 齋藤 恒夫 君
税 務 課 長 植村 仁 君	市 民 課 長 岩瀬 由美子 君
高齢者支援課長 大森 基彦 君	福 祉 課 長 吉清 佳明 君
生活環境課長 神戸 哲也 君	都市建設課長 山口 崇夫 君
農林水産課長 平松 等 君	観光商工課長 高橋 吉造 君
会 計 課 長 土屋 英二 君	学校教育課長 岡安 和彦 君
生涯学習課長 長田 悟 君	水 道 課 長 大野 弥 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡辺 茂雄 君	議 会 係 長 原 隆宏 君
-----------------	----------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務文教常任委員長）

議案第41号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第42号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について

議案第43号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定に

ついて

議案第45号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算

陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情

(産業厚生常任委員長)

議案第46号 勝浦市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 漁港の区域内における占用料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第51号 平成31年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第52号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

議案第53号 平成31年度勝浦市水道事業会計補正予算

陳情第2号 勝浦漁港荷さばき所整備事業に係る市補助拡充について

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第54号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算

第3 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について

第5 議員の派遣について

第6 報告

報告第8号 専決処分の報告について

報告第9号 専決処分の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

報告第11号 専決処分の報告について

報告第12号 専決処分の報告について

報告第13号 専決処分の報告について

報告第14号 専決処分の報告について

開 議

令和元年12月12日(木) 午前10時開議

○議長(黒川民雄君) ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第41号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第42号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第43号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算、陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条例の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情、以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。戸坂総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 戸坂健一君登壇〕

○総務文教常任委員長（戸坂健一君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月9日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第41号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第42号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第43号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算、以上6件につきまして、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情につきましては、陳情者に説明を求め、審査を行った結果、全員賛成で採択と決定しました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は、電子表決システムにより行います。会議規則により、いずれのボタンも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなされますので、ご注意ください。

初めに、議案第41号 勝浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第42号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第43号 勝浦市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第44号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第45号 勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第49号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の採択を求める陳情」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、陳情第1号は、採択と決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第46号 勝浦市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 漁港の区域内における占用料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第51号 平成31年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第52号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第53号 平成31年度勝浦市水道事業会計補正予算、陳情第2号 勝浦漁港荷さばき所整備事業に係る市補助拡充について、以上8件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬洋男産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 岩瀬洋男君登壇〕

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月10日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第46号 勝浦市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 漁港の区域内における占用料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第51号 平成31年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第52号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第53号 平成31年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上7件につきまして、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、陳情第2号 勝浦漁港荷さばき所整備事業に係る市補助拡充についてにつきましては、陳情者に説明を求め、審査を行った結果、全員賛成で採択と決定しました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 私からは1点だけ、陳情第2号についてお伺いいたします。陳情第2号の採択に当たり、委員の中でどのような議論がなされたのかということについてお聞かせください。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。岩瀬産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君） ただいま説明したとおり、審議の中では全員賛成で採択をいたしました。その中で特に委員の中のご意見として、願意は賛成いたしますけれども、予算に

関する陳情を採択としたときに、今後ほかの営利団体からもこういった陳情が上がってくることも心配されるということで、今回は水産業は勝浦市の重要な産業でありまして、準公共的な漁業組合からの陳情であるということ、また、これまでに国や県、市からの補助金が出ている事業であるといったようなことで、そういったことを前提とした上で採択することを共通の認識としていかなければいけないといったようなご意見がありました。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第46号 勝浦市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第47号 漁港の区域内における占用料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第48号 海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第50号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第51号 平成31年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第52号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第53号 平成31年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、陳情第2号 勝浦漁港荷さばき所整備事業に係る市補助拡充についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、陳情第2号は、採択と決しました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君） 市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（黒川民雄君） 日程第2、議案を上程いたします。議案第54号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第54号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出の補正であり、災害等廃棄物処理事業における補助対象が現行の全壊家屋の解体費用に加え、さきの台風15号及び19号により損壊した半壊家屋の解体費用についても補助対象となることが11月14日に千葉県より通知されたため、本市においては該当家屋2棟の解体費用が11月下旬に確定したことから、これに係る経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算においては、既定予算に253万2,000円を追加し、予算総額を97億4,045万8,000円にしようとするものであります。歳出予算のうち、衛生費に253万2,000円を追加しようとする

るものであります。これに対する財源といたしまして、国庫支出金126万6,000円、繰入金126万6,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で議案第54号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） 今市長から説明があった補正予算について、今回の台風15号、19号、非常に大きな被災があったわけですが、勝浦市にとっては、ほかから見るようなそんなに大きなものはなかったのですが、今回ここに2棟の災害についての市の補助、これは国から半額と、あとの半額については8割の交付金対象ということです。実質的には市の負担は半額のあとの2割ということになりますけど、これは人災という中のことだと思いますけれども、もうちょっと詳しく、串浜のほうで231万、そして守谷では22万2,000円という相当開きがあるので、被災の状況について、あとは国庫補助の対象事業の内容について、少し詳しく説明いただけますでしょうか。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。神戸生活環境課長。

○生活環境課長（神戸哲也君） お答えいたします。まず、被災状況でありますけれども、串浜につきましては、屋根の損壊による入居部分、これは天井、内壁、床などの損壊、そして外壁一部の損壊、またガラスの割れているという状況です。現場を確認いたしましたところ、確かに亜鉛メッキの屋根が剥がれていまして、居室によっては一部、天井から空が見えるというような状況になっております。

そして、2件目につきましては、3坪ほどの軽量鉄骨が昔よく家屋の離れに勉強部屋とかそういうものを建てた、そういう状況の簡易なものであるのですが、基礎から外れ、建物の後ろが潰れたような状態になっております。

そして、この交付金事業の内容でありますけれども、目的といたしましては、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る経費について、これを財政的に支援することを目的としております。

事業主体は市町村、対象といたしましては、市町村が災害その他の理由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集運搬及び処理に係る事業であります。補助率が2分の1であります。

ですので、今回、算出してありますのは、国の基準に基づきまして、先ほど申し上げました取り壊しと処分費などの積み立てた結果であります。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） ちょっとわかりにくかったのですが、この2棟については、被災した家屋の取り壊しですね。そうすると、一般的に今回被災した屋根とかいっぱいあるんですけど、そういうものの、例えば屋根瓦が飛んでつくり直したと。飛んだ屋根瓦についての処理費みたいなのは、この事業には直接かわらないのでしょうか、市がこの事業をやる、要は市は解体事業等やって、そのかかったお金に対して国が補助してくれるという意味合いなんですか。一般的に保険なんかで直しちゃった場合、業者が入ればみんな産廃処理ということで、業者のほうにみんな依頼して処理してもらっているということになって、そういう費用についても、保険対象ということで出るとは思いますけれども、ほかの安房地域に行けばもの

すごい状況になってますけれども、ここの国庫補助対象事業というのがどういうふうを確認されたのかということを知りたいです。1回目の答弁、私、理解ができなかったものですから、こういうものが2棟だけあったということですね。

それともう一つ聞きたいのは、これは現在住居として住んでいるお宅ですね。市内には相当多くの管理されていない空き家等々も多くあるのですが、そういうものが今後またあると思いますけれども、大きな被害を、人災のような台風とか、いろんなことが考えられますけれども、そういうものがあった場合の住んでいない空き家などについては、このような事業が対象になるのかどうか、その辺もお伺いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。神戸生活環境課長。

○生活環境課長（神戸哲也君） お答えいたします。まず、対象といたしましては、罹災証明がされているものということで、全壊と半壊が対象となっている事業でありますので、税務課で確認いたしましたところ、全壊が1棟、そして半壊が2棟、半壊のうち1棟が修繕を行うということでありましたので、これはまた別の補助事業になりますので、残るところは全壊1棟と半壊1棟、確認いたしましたところ、取り壊すということでありましたので、対象はこの2棟ということになります。

この補助事業は、市が事業主体でありますけれども、かかった経費につきましては、建物の所有者が取り壊す、または取り壊したということで、家屋等の撤去費用の申請書というものを市長宛てに提出するというので、それにかかった費用を国に対して補助金として申請することになります。ですので、今回は撤去費用として申請されるであろう金額が253万2,000円であると。これを市が国庫補助の申請を行う。その2分の1が補助金になり、補助裏の残り80%が特別交付税、全体の40%が特別交付税、全体の10%が市の財源ということになります。

空き家に関しては該当にならないということになります。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号については、委員会の付託を省略すること決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第54号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

諮 問 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 採 決

○議長（黒川民雄君） 日程第3、諮問を上程いたします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年3月31日をもって、人権擁護委員、塩谷恵理子氏の任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、新たに後任といたしまして、西川道子氏を委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

西川道子氏の経歴を申し上げますと、昭和53年3月に東北福祉大学社会福祉学部を卒業後、同年4月から千葉県立安房養護学校教諭として奉職以来、平成28年3月に退職するまでの間、千葉県立夷隅養護学校教諭、勝浦市立北中学校教諭、大原町立大原中学校教諭、大多喜町立大多喜中学校教諭、勝浦市立勝浦中学校教諭として勤務されました。

また、退職後は、平成28年4月から平成31年3月まで勝浦市特別支援教育支援員として勤務されました。

その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君） 日程第4、発議案を上程いたします。発議案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。原係長。

〔職員朗読〕

○議長（黒川民雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。戸坂健一議員。

〔5番 戸坂健一君登壇〕

○5番（戸坂健一君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を押しました。

核兵器は、いまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものであります。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印、批准、参加が開始されて以降、条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の80カ国、批准国は34カ国に広がっています。被爆75年である2020年に向けて早期発効の努力がなされています。

アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。

こうした態度を直ちに改め、唯一の戦争被爆国の責任として、一刻も早く核兵器禁止条約に署名、批准することを強く求めようとするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第5号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔ボタンを押す〕

○議長（黒川民雄君） ボタンの押し忘れ、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ないものと認めます。確定します。

賛成全員であります。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議 員 の 派 遣 に つ い て

○議長（黒川民雄君） 日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。本件につきましては、会議規則第164条の規定により、お手元へ配付の議員派遣の件について、承認を得ようとするものであります。

お諮りいたします。これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、承認することに決しました。

報 告

○議長（黒川民雄君） 日程第6、報告であります。報告第8号 専決処分の報告について、報告第

9号 専決処分の報告について、報告第10号 専決処分の報告について、報告第11号 専決処分の報告について、報告第12号 専決処分の報告について、報告第13号 専決処分の報告について、報告第14号 専決処分の報告について、以上7件について、市長の報告を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました報告第8号から報告第14号までについて、申し上げます。

初めに、報告第8号 専決処分の報告についてであります。本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る令和元年10月29日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと思います。と存じます。

次に、報告第9号から報告第14号についてであります。本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る11月29日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと思います。と存じます。

以上で、報告第8号及び報告第14号までの説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（黒川民雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって令和元年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時49分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第41号～議案第54号の総括審議
1. 陳情第1号～陳情第2号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第5号の総括審議
1. 議員の派遣について

1. 報告第8号～第14号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員